

インターネットを使う上で気をつけなくてはならない情報の取り扱いについて

インターネットを使う上で気をつけなくてはならないのが、情報の取り扱いです。中でも特に重要な個人情報と著作権の2つについて、今回はお話しします。

個人情報についての理解を深めましょう

個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことで、単体で個人を識別できるもの（例：氏名、住所、顔写真）だけでなく、他の情報と照合することで識別が可能になるもの（例：運転免許証やパスポートの番号、メールアドレス）も含まれます。つまり、**その人に関する情報はすべて個人情報になりうる**ということです。

また、**学校には、児童生徒の成績や家族構成・家庭環境、健康診断結果、病歴など、特に慎重な取り扱いが必要な個人情報が多くあります。**

◆個人情報を取り扱う際の注意点

- ・ 個人情報を取得する際は、利用目的を本人に伝える
- ・ 取得した個人情報は利用目的以外に使わない
- ・ 個人情報を第三者に提供する際は、原則本人の同意を得る
- ・ 学校内外で利用するパソコンへのウイルス対策ソフトの導入と更新、情報持ち出しルールの明確化、パスワードによる保護の徹底など、情報漏えいを防止する対策をとる



何のためにその情報を使うのかしっかりと説明し、保護者または児童生徒の同意を得た上でないと、児童生徒の写真をホームページやパンフレットなどに掲載したり、卒業生の進路情報（入試の可否情報）を予備校等に提供したりしてはいけないということです。



著作権に関するルールをおさえておきましょう

誰かが創作した著作物には著作権が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。**誰かがSNS上に投稿した写真も、児童生徒が描いた絵も著作物であり、著作権者の許可なく使うと、著作権の侵害となる可能性があります。**



◆学校での著作物の使用について（著作物の無断使用がOKなケースとNGなケース）

学校の授業のために著作物を利用することは原則認められています。

OK

- ・ 他人の作品の一部を使ってプリント教材を作成し、授業で児童生徒に配る
- ・ 録画したテレビ番組を授業中に流す
- ・ 体育祭や文化祭などの学校行事で、児童生徒が看板などにマンガのキャラクターの絵を描く

著作権者の利益を害する場合や、授業での利用を目的としたものでない場合は、著作権者からの許可が必要です。

NG

- ・ 市販の問題集をコピーし、授業で配布する
- ・ 文化祭でアーティストの音楽に合わせて児童生徒が踊った動画を、学校のホームページに掲載する（文化祭で音楽を使用するだけならOK）

個人情報や著作権を意識し、写真やイラスト等を掲載する際は必ず許可をとるようにしましょう。また、子どもたちにも個人情報や著作権について正しく理解させ、取り扱いに注意するようながしてください。